

○ 会 議 録

会 議 名	平成29年度 第2回基山町まちづくり推進審議会			
開催年月日	平成29年9月8日			
開催場所	基山町役場2階202会議室			
開閉会日時	開会	平成29年9月8日 午後2時		
	閉会	平成29年9月8日 午後3時30分		
出席者並びに 欠席者 出席8名 欠席0名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	相澤 直子	出	富山 茂	出
	塩井 富子	出	松隈 浩	出
	後藤 信八	出		
	羽根 洋子	出		
	渡辺 一正	出		
	内田 しのぶ	出		
	宮本 浩子	出		
会議録署名人	相澤 直子 羽根 洋子 渡辺 一正			

～14時開会～

平成29年度第2回基山町まちづくり推進審議会 会議録

1. 議事

重要な計画等への町民参加について

- ・過去の審議会での審議事項について【資料1】
- ・過去の町民参加について【別紙①】
- ・基山町まちづくり基本条例第23条に規定する町民参加の義務があるものについて【別紙②】
- ・重要な計画等への町民参加の判断ガイド（仮称）の作成について【別紙③】

2. 報告事項

- ・町民提案の受付及び回答の状況 【別紙④】

3. その他

- ・次回開催日程について

議事 重要な計画等への町民参加について

【会長】重要な計画等への町民参加について説明をお願いします。

【事務局】「資料1」は、平成23年度第1回から基山町まちづくり推進審議会で検討された議事と内容です。「別紙2」の「重要な計画等」の考え方（案）は今回事務局で作成した資料ではなく、平成25年度のまちづくり推進審議会で検討された資料です。「資料1」の平成25年度第2回まちづくり推進審議会の議題で「どのような計画が重要な計画なのかを検討」とありますのでそこで議論されたと思います。同じく第3回の議題では「重要な計画の対象となる計画等について判断のよりどころや考え方などを検討」とありますので、「別紙2」の資料を作成されたと思います。しかし、この審議会での結論がでて全職員に周知徹底したわけではないとの経緯があります。

そこで、今回の審議会で方向性が決まれば全職員に周知徹底し、重要な計画の図り方を示していきたいと思いますので、過去の審議会の資料を提示しています。

「別紙①-1」は、平成28年度に実施した重要な計画等への町民参加の調査した結果、「別紙①-2」は平成29年度に実施予定の重要な計画等への町民参加を取りまとめたものです。町民参加の5の手法がどのように実施されたのかを参考資料として添付しています

事務局として、毎年度末に本年度の実施計画は適正な町民参加がなされたのか、次年度については実施予定の重要な計画等に対する町民参加の手法が適正かを指導、監督するうえで、まちづくり推進審議会、審議していきたいと考えます。

- 【会 長】「別紙2」の資料ですが、過去の審議会で検討されるために使われた資料ですか、それとも検討結果をまとめたものですか。
- 【事務局】検討する材料で出された資料です。
- 【会 長】検討結果についての資料はありませんか。
- 【事務局】結論は出ていませんし、職員に周知されていません。
今回、「別紙3」で「重要な計画等」への町民参加の判断ガイドを作成しました。第23条の4項目で義務があるものと、義務はないが過去に町民参加を実施しているものに分け、わかりやすく作成しました。
- 【委 員】「別紙3」は、「重要な計画等」への町民参加の判断ガイドでは義務があるもの、ないものの線引きの資料ですか。
- 【事務局】第23条で重要な計画等への町民参加で、判断がつかないものに対して「別紙3」を作成しました。
- 【会 長】「別紙3」の資料は第23条「重要な計画等」の町民参加についての解説の資料ですか。
- 【事務局】「別紙3」の2ページ以降の上段は町民参加の義務があるもの、下段は義務ではないが過去に町民参加を実施している計画です。義務化されているものは基山町の重要な計画です。他は義務ではないが町民参加がなされた計画です。
- 【委 員】「別紙3」では、第23条は町民参加を促すための項目で町民参加をする、しないとは違う。前向きな表現に変え庁舎内で徹底した方がよいと思います。
- 【委 員】「重要な計画」に対する町民参加が必要かの判断が各課では難しいものは、まちづくり課で判断してはどうですか。
- 【会 長】「別紙2」を読む限り抑制的な感じがします。内容を検討し解説本にしてはどうかと思います。
- 【委 員】条例第23条の(4)大規模な施設の設置に係る基本計画等では「義務がある、ない」の判断はどうしましたか。
- 【会 長】「義務がある、ない」では限定解釈しすぎている。第23条(4)は大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定ですから、等とありますので他にも入る余地があるように作成されていると思います。
- 【委 員】第23条(4)の解釈では「大規模な施設とは、不特定多数が利用する」では、解釈を狭めるので表現を考えてほしい。
- 【会 長】「別紙3」の「義務があるもの、義務はないが過去に町民参加を実施している」とありますがだれの判断ですか。
- 【事務局】事務局で判断しました。過去の町民参加の手法をふまえて分類しましたが、「義務、義務ではない」の分類わけはせず、過去の町民参加を計上したほうがよいと思いました。
- 【会 長】限定解釈しすぎず、過去に町民参加を行った事例でよいのではないかと思います。「別紙2」の資料は分かりにくいのでシンプルにまとめ「別紙3」の資料にしたらいよいと思います。
- 【事務局】「別紙2」の資料を新たに作成しますので、次回の審議会で検討していただければ

ばと思います。

【会 長】 議事については以上で終了します。

報告事項 町民提案について

【事務局】 平成29年度9月現在で町民提案は12件です。

【委 員】 町民提案の中に質問があると思いますが町民提案は意見・要望なので、質問は、
ウェブ町長室等に質問した方がよいのではないか。

【事務局】 提案者の要望でしたので取り上げました。

その他 次回開催

【会 長】 次回開催は12月18日（月）14時から 開催予定です。

～15時30分閉会～

まちづくり審議会条例第6条の規定により、ここに署名する。

平成29年10月13日

会長 （氏名）

相澤 直子



委員 （氏名）

渡辺 一正



委員 （氏名）

羽根 洋子

